

【別表1】対象資格

区分1：10,000円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士(技術検定試験)、第一種電気工事士、電気主任技術者(第一種、第二種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者(全職種)

区分2：5,000円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士(技術検定試験)、第二種電気工事士、電気主任技術者(第三種)、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許、測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工管理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクステリアプランナー、ジェットクラウド技士、第一種冷媒フロン類取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、排水管工技能者

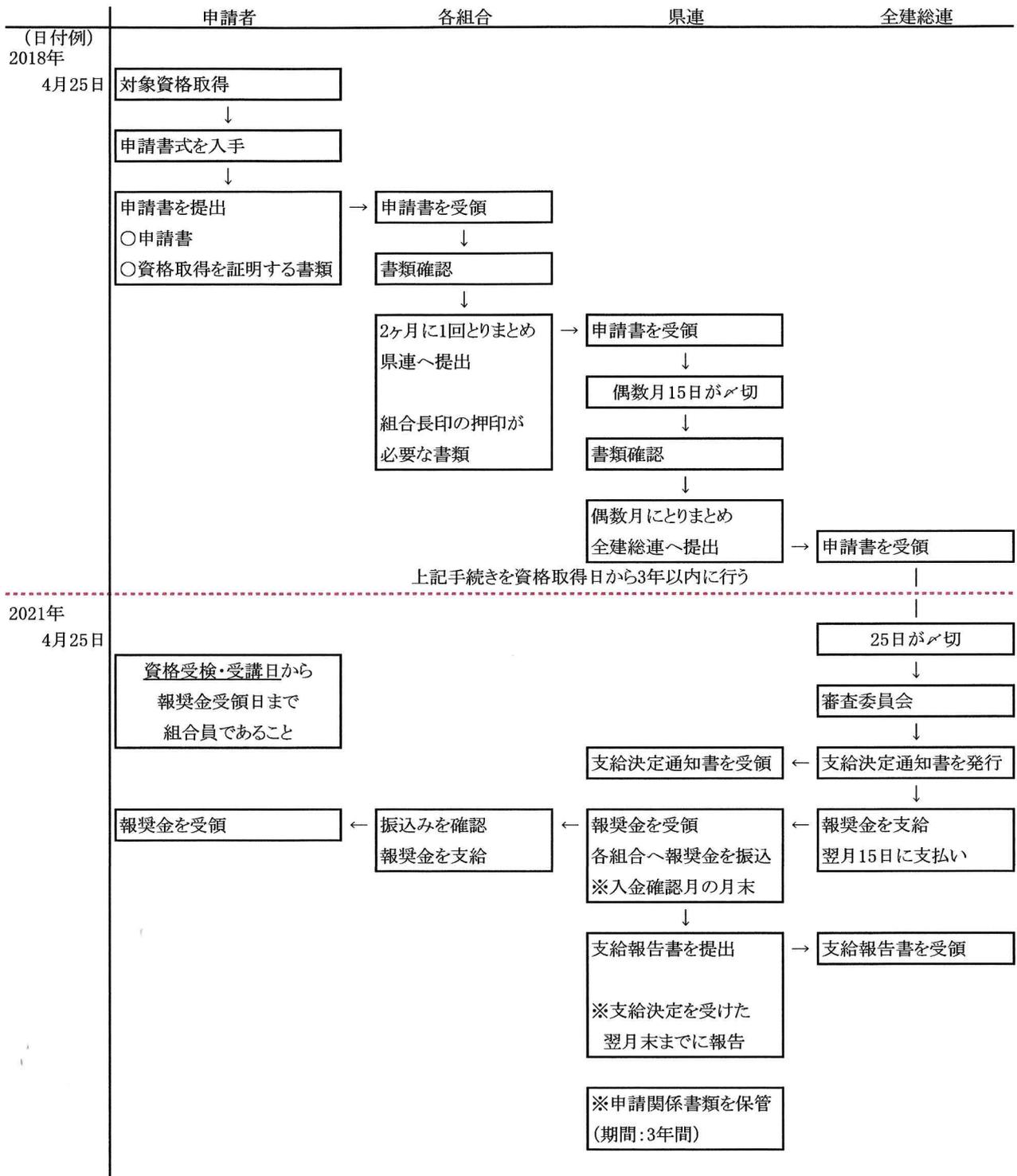
区分3：2,000円/作業主任者

ガス溶接、コンクリート破碎器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

技能検定 建設関係 32 職種(造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ)、金属加工関係で1職種(鉄工)、電気・精密機械器具関係で1職種(電気製図)、木材・木製品・紙加工品関係で4職種(家具製作、建具製作、畳製作、表装)、その他で5職種(ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工[建築フィルム作業]、ビルクリーニング、ハウスクリーニング)

職業訓練指導員免許 33科(建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科、造園科、森林環境保全科、構造物鉄工科、電気科、電気工事科、建設機械運転科、ブロック建築科、石材科、屋根科、築炉科、さく井科、枠組壁建築科、プレハブ建築科、スレート科、防水科、インテリア科、床仕上げ科、熱絶縁科、サッシ・ガラス施工科、広告美術科、建築物衛生管理科、建築物設備管理科)

別紙 2 : 技能者育成基金制度資格取得報奨金 受け取りまでの流れ



全建総連・山形県建設労働組合連合会 資格取得報奨金制度申請書

私は、下記の資格を新規に取得したので「資格取得報奨金制度」の申請をします。

◆ 支給対象者記入欄 (太枠内をご記入ください)

新規取得資格名	区分		名称	
取得年月日	年 月 日			※平成30(2018)年4月1日以降であること ※組合加入日以降であること

※ 裏面の対象資格一覧表から選択し、区分番号と資格名を記入してください。
 ※ 資格取得を証明する書類に記載の年月日をご記入ください。

申請年月日	年 月 日			※取得年月日より3年で時効となります
ふりがな			S・H	年 月 日
氏名				
住所	〒			
電話番号			携帯番号	
性別	男 ・ 女		職種	

◆ 添付書類

- 資格取得を証明する書類のコピー (合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し)
- ※ 取得資格の名称と取得日が分かるように、A4サイズでコピーしてください。

=====

《組合使用欄》

組合加入の有無	有 / 無	組合費未納の有無	有 / 無
---------	-------	----------	-------

県連使用欄			組合使用欄		
支給処理日	承認印	担当印	代表者印	県連提出	受付日
/	印	印	印	/	/

上記支給対象者が「全建総連技能者育成基金制度規程」に適合することを証明します。

組 合 名 :

代 表 者 名 :

(印)

全建総連技能者育成基金制度 規程

2017年9月8日 第5回拡大中央執行委員会 決定

2019年9月6日 第5回拡大中央執行委員会 改定

2020年11月24日 第2回中央執行委員会 改定

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 全建総連技能者育成基金制度は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成の一翼を担っている全建総連関係の認定職業訓練校を支援することを目的とする。

第2章 資格取得報奨金制度

第2条（支給対象者及び申請者）

- 1 支給対象者は、受検（験）及び受講時、支給時に全建総連の組合員であること。
- 2 全建総連への申請者は、県連・組合とする。ただし、単組において資格取得報奨金制度が創設されている場合は、申請者となる事が出来る。
- 3 新たに申請者となる場合は、対象年度の前年度12月までに書面で全建総連へ通知すること。

第3条（対象資格及び支給金額）

- 1 対象資格は、【別表1】に定める資格とする。
- 2 支給金額は、取得した資格に応じ、区分1（10,000円）、区分2（5,000円）、区分3（2,000円）とする。
- 3 組合員に報奨金を支給する際に、手数料等を差し引かないこと。

第4条（要件設定）

- 1 申請者は、年齢上限、対象資格（【別表1】に定める資格の範囲内）、時効（資格取得日から3年以内）等の要件設定が出来る。
- 2 要件設定は年度単位とし、変更申請をする場合は、対象年度の前年度12月までに書面で全建総連へ通知すること。

第5条（支給申請書及び支給報告書の提出）

- 1 支給申請書は、全建総連が定めた申請書、資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し）の他、支給対象者の氏名、生年月日、性

別、職種、対象資格、資格取得日、支給金額を記載した任意様式の一覧表とする。ただし、申請者において資格取得報奨金制度が創設されており、その対象資格が【別表1】に定めている資格の場合は、資格取得を証明する書類の提出は不要とする。

- 2 全建総連への支給申請書等の提出は毎月 25 日までとし、全建総連から申請者への支給は毎月 15 日(15 日が休日の場合は前日)までとする。ただし、内容確認のために期間を要する場合は除く。

第6条（書類の確認及び保管）

- 1 申請者は、組合員からの支給申請受付の際に、全建総連への申請及び支給事務に必要な事項について確認すること。
- 2 組合員に対する支給を証明する書類（振込記録や支払簿等）を含めた関係書類については、3年間保管すること。
- 3 全建総連が関係資料の提出を求めた場合は、直ちに応じること。

第7条（審査委員会）

- 1 審査委員会は、本部専従役員若干名で構成し、毎月開催すること。
- 2 審査委員会は、提出された支給申請書の審査、支給決定、支給報告書の確認の業務を行うこと。
- 3 審査委員会は、申請者に支給すべきものと認めるときは支給決定を行い、その旨を申請者に通知すること。
- 4 審査内容等については、中央執行委員会に報告すること。

第8条（個人情報の取り扱い）

- 1 申請に係わる個人情報は、支給決定の判断及び支給通知、支払い、調査・分析等に利用することとし、収集した情報は、全建総連が責任をもって適切な保管に努め、上記目的以外の利用は行わないものとする。

第3章 認定職業訓練校運営費支援金制度

第9条（支給対象者及び申請者）

- 1 県連・組合、単組、支部から、対象年度の前年度に 10 万円以上の補助を受けている認定職業訓練校であること及び全建総連が実施している認定職業訓練校の調査等に協力をしている普通（長期）課程の認定職業訓練校であること、のいずれの条件を満たしていること。
- 2 全建総連への申請者は県連・組合とする。

第10条（支給金額）

- 1 1校あたり年間 100,000 円

- 2 認定職業訓練校に支援金を支給する際に、手数料等を差し引かないこと。

第11条（全建総連への支給申請書類の提出）

- 1 支給申請書の書式は、全建総連が定めた申請書の他、認定職業訓練校が県連・組合、単組、支部から補助を受けていることを証明する書類（通帳の写し等）とする。
- 2 申請書には、認定職業訓練校の支出科目を、支給対象経費として明記すること。
- 3 全建総連への支給申請書等の提出は各年度4月から6月まで間とし、全建総連から認定職業訓練校への支給は申請書提出月の翌月末日までとする。ただし、内容確認のために期間を要する場合は除く。

第4章 雑 則

第12条（報奨金、支援金の返還）

- 1 提出書類もしくは陳述が事実と反した時、県連・組合、単組は、その事実が明らかとなった日から3ヶ月以内に全建総連に対して支給額を返還しなければならない。

第13条（改廃等）

- 1 本規程の改廃及び運営についての必要な事項は、中央執行委員会の承認を得るものとする。
- 2 本規程に定めがないものについては、実施要領等に定めるものとする。
- 3 本規程は、2021年4月1日から実施する。

全建総連技能者育成基金制度 Q & A (2020年11月24日更新版)

1. 資格取得報奨金制度

(1) 支給要件等

Q01: 2021年4月1日からの支給金額変更はいつから適用されるのか。

A01: 2021年3月31日までに取得した対象資格(改訂前の規程による資格)については、2021年6月受付分(6月25日全建総連着分)までは、移行期間として改定前の金額による給付を行う。7月受付分からは、3月末までに取得した資格であっても改定後の金額で支給する。それまでに申請をあげてもらよう周知をお願いしたい。なお、2021年4月1日以降に取得した対象資格については、受付期間に関わらず改定後の金額で給付を行う。

Q02: 全建総連関係の認定職業訓練校、登録教習機関以外で取得した資格(日建学院、総合資格学院等)も対象になるのか。

A02: 対象になる。

Q03: 1年度に複数回申請をすることは可能か。

A03: 新たに取得した資格であれば複数申請することは問題ない。

Q04: 技能検定において同職種で同級を複数回合格した場合、その都度、支給対象となるか。

A04: 支給対象とならない。

Q05: 全建総連が定めている資格を今後、追加・削減する可能性があるか。

A05: 予算超過をした場合は、翌々年度に向けて内容の見直しを行う。また、支給状況やCCUS及び能力評価制度の普及状況等を踏まえつつ、見直し後3年毎に定期的な見直しを行う。

Q06: 2018年3月以前に合格し、4月以降に申請した資格は報奨金の対象になるか。

A06: 本制度は2018年4月1日施行で合格日を起算とするため、対象にならない。

Q07: 技術検定の各種別、技能検定の各作業は、それぞれ支給対象となるのか。

A07: 支給対象となる。

Q08: 申請者が対象資格を毎年度、変更しても構わないか。

A08: 全建総連が対象としている範囲内であれば、対象年度の前年度12月までに全建総連に書面で通知すれば構わない。

- Q09：支給条件として、組合加入期間は関係あるか。
- A09：受検（験）及び受講時、支給時に組合員であれば申請可能。ただし、申請者が任意の要件を課すことは妨げない。
- Q10：資格取得日とはいつなのか。
- A10：資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し）に記載がある日付を資格取得日とする。
- Q11：時効期間内に認めてもらえるのはいつまでなのか。
- A11：支給申請書等の提出物が資格取得日から3年以内に全建総連に到着したもので対象とする。
- Q12：資格の更新も支給の対象になるのか。
- A12：更新は対象としない。
- Q13：1度目の受検（験）時は組合員でなく、学科のみ合格。翌年、2度目の受検（験）時は組合員で、実技を受検（験）して合格した（資格を取得）。この場合、支給対象者となるのか。
- A13：学科・実技の両方を合格して取得出来る資格の場合、資格取得に至った受検（験）を対象とする。以上のことから、上記の場合は支給対象者となる。
- Q14：2018年4月1日以前に学科試験を合格。2018年4月1日以降に実技試験を合格し、資格を取得した。この場合も支給対象者となるのか。
- A14：A13の回答同様に支給対象者となる。
- Q15：第一種電気工事士は、筆記試験合格、技能試験合格した後、実務経験を積んで免状交付となる。この場合、筆記試験合格で申請しても支給対象になるのか。
- A15：対象とならない。第一種電気工事士の資格を取得するためには筆記試験と技能試験の両方に合格する必要があるので、申請は技能試験合格後とする。
- Q16：技能講習の中にガス溶接技能講習があるが、これは区分3の対象になるのか。
- A16：区分3の対象資格はガス溶接作業主任者であり、ガス溶接技能講習ではない。ガス溶接作業主任者試験に合格した後、申請が可能となる。
- Q17：第一種電気工事士で技能試験合格は2018年4月以前であるが、実務経験を積んで免状交付は2018年4月以降となった。この場合は対象になるのか。
- A17：対象となる。

Q18：「建設機械施工技士」、「土木施工管理技士」は支給対象か。

A18：対象となる。施工管理技士の7種類（建築・土木・電気工事・管工事・造園・建設機械・電気通信工事）は全て対象資格である。

Q19：「技能講習」は支給対象か。

A19：対象とならない。修了証が「作業主任者」と酷似しているが、「作業主任者」の場合多くは、修了証に「作業主任者」と記載されている。修了証を発行している機関に確認していただきたい。

Q20：「電気通信工事担任者」は資格の種類ごとに支給対象となるのか。

A20：対象となる。AI第1種、AI第2種、AI第3種、DD第1種、DD第2種、DD第3種、AI・DD総合種と計7種類あるが、種類別に支給対象とする。

（2）支給手続き等

Q01：申請者が独自制度を設けている場合、全建総連からの報奨金を申請者が受け取る前に、両制度の金額を合算して組合員に支給することは問題ないか。

A01：問題ない。ただし、申請書類等において瑕疵が明らかとなった場合は、全建総連への返金等の措置が必要になることがある。

Q02：全建総連が定めた支給額を引き下げて組合員に支給し、その剰余金を申請者独自の資格取得に関する制度の原資にすることは認められるか。

A02：規程に定められた金額を組合員に支給する必要があるため、認められない。

Q03：組合員への支給方法は、振込、現金手渡しのいずれの方法でも問題はないか。

A03：申請者の判断による。

（3）申請手続き等

Q01：組合員からの申請窓口は、全ての単組・支部等に設置しないといけないのか。

A01：申請者の判断による。

Q02：全建総連に提出する資格取得情報一覧は、データでなければいけないのか。

A02：ExcelやWord、PDFを念頭にしているが、既存制度がある場合は、独自のシステムが構築されており、その場合に新たにデータ入力をする手間を省くために、印刷物でも対応可とする予定。

Q03：組合員が申請者に提出する申請書、資格取得情報一覧に記載する職種名について

ては、何かルールはあるのか。

A03：基本的には、自己申告に基づくことになるが、今後、統計法に基づく各種調査等と比較することもあり得ることから、全建総連で登録する際は、日本標準職業分類も登録する予定。

Q04：組合員の支給申請書をそのまま全建総連に送付してもいいのか。

A04：全建総連が把握する必要のない情報が含まれている他、事務処理の円滑化の観点から一覧で提出いただきたい。

Q05：組合員の支給申請書の雛形は修正してもいいのか。

A05：申請者としての確認事項及び全建総連への申請必須項目（資格取得報奨金 申請情報一覧の情報）が網羅されていれば、修正しても構わない。

Q06：組合員の支給申請書は、県連・組合、単組、支部のホームページでダウンロードできるようにしてもいいのか。

A06：申請者の判断で必要に応じて加工した上で、Word、PDF 等でダウンロードできるようにした方が望ましいと考えている。

Q07：資格取得報奨金 申請情報一覧が2枚目にいく場合、No. を16以降に変更しなくては行けないが、上の項目（団体名など）も2枚目以降に表示されていなくては行けないのか。

A07：1枚目と一緒に提出してもらえればなくても構わない。

Q08：資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し）はどんな紙の大きさでもいいのか。

A08：事務処理の関係上、提出時にA4サイズの紙で提出していただきたい。

Q09：具体的な書類の流れを教えてください。

A09：以下の通りである。

①【組合員→申請者（※1）】

「①資格取得報奨金制度 申請書」を提出する。（全建総連へは提出不要）

②【申請者→全建総連】

「②-1 資格取得報奨金 支給申請書」「②-2 資格取得報奨金 申請情報一覧」「②-3 資格取得を証明する書類（※2）」を提出する。

③【全建総連→申請者】

「③資格取得報奨金 支給決定通知書」を送付。

（※1）「申請者」は各県連・組合単組を指す。

（※2）既に資格取得報奨金制度が創設されており、その対象資格が規定の【別表1】

に定めている資格の場合は、資格取得を証明する書類の提出は不要。

Q10：資格取得を証明する書類は、写真で撮影した画像データでも良いのか

A10：画像データの場合、修正が可能であったり、画質の問題等があるので、資格取得を証明を複写（コピー）したものを提出いただきたい。

Q11：資格取得を証明する書類（合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し）に合格日が記載されていない場合はどうするのか。

A11：合格日が時効等の起算となるため、原則合格日が記載されているものに限る。どうしても用意できない場合は、登録日等から類推することとする。（例：建築士免許証明書に記載の登録日では、合格日は2カ月以上前 等）

（4）手数料等の取り扱い

Q01：振込手数料を差し引いてもいいか。

A01：規程に定められている通り、差し引いてはならない。また、全建総連から申請者へ振り込む際も手数料は差し引かず、申請された金額を振り込むこととなる。

Q02：全建総連から申請者に対して事務費は支給されるのか。

A02：現在のところ予定はしていない。

Q03：組合で独自制度があり、既に振込手数料は差し引いて支給している。全建総連支給分と合算して支給する場合であっても、手数料は差し引いてはならないということか。

A03：その場合は、既存制度の処理の範囲内（全建総連支給分は上乘せ分）と理解し、従来通り、振込手数料を差し引いても構わない。ただし、組合の既存制度で対象としていない資格を支給する場合は、手数料を差し引いてはならない。

（5）その他

Q01：規程にある対象年度とは、申請者の会計年度のことか。

A01：4月1日から翌年3月31日を指している。

Q02：全建総連で全国統一の普及チラシを作成する予定はあるか。

A02：53 県連・組合の内、半数以上が既に制度がある他、制度のない県連・組合においても申請受付を単組一括か支部か、郵送か窓口かなど、対応等が多岐にわたると考えられることから、事実上困難と認識している。周知・普及にあたっては、各地域での会議等での説明や機関紙等の広報物による繰り返しの掲載など

を考慮していただきたい。

Q03：申請者において1件当たりの受付時間はどれくらいを見込んでいるのか。

A03：30秒程度と考えられる。

3. 両制度（資格取得報奨金制度・認定職業訓練校運営費制度）共通

Q01：財源が不足し、申請しても支給してもらえないことはあり得るのか。

A01：年度内においては、規程に示す金額を保証することとしている。一方で予算超過をした場合は、翌々年度に向けて内容の見直しを行う。また、支給状況やCCUS及び能力評価制度の普及状況等を踏まえつつ、見直し後3年毎に定期的な見直しを行う。

全建総連 技能者育成基金制度 対象資格索引【五十音順：資格別】

い	一級技能士	区分1	
	一級建築士	区分1	
	一級施工管理技士	区分1	
き	技能士	一級	区分1
		単一等級	区分1
		二級	区分2
	給水装置工事主任技術者		区分1
け	建築士	一級	区分1
		二級	区分2
		構造設計一級建築士	区分1
		設備設計一級建築士	区分1
こ	構造設計一級建築士	区分1	
さ	作業主任者	区分3	
し	職業訓練指導員免許	区分2	
せ	施工管理技士	一級	区分1
		二級	区分2
	設備設計一級建築士		区分1
た	第一種電気工事士		区分1
	第一種電気主任技術者		区分1
	第二種電気工事士		区分2
	第二種電気主任技術者		区分1
	第三種電気主任技術者		区分2
	単一等級技能士		区分1
で	電気工事士	第一種	区分1
		第二種	区分2
	電気主任技術者	第一種、第二種	区分1
		第三種	区分2
	電気通信工事担任者		区分2
	電気通信主任技術者		区分1
と	登録基幹技能者	区分1	
も	木造建築士	区分2	

全建総連 技能者育成基金制度 対象資格索引【五十音順：職種別】

あ	足場の組立て等	作業主任者	区分3
	圧接	登録基幹技能者	区分1
い	石	技能検定	等級確認
	石綿	作業主任者	区分3
う	ウェルポイント施工	技能検定	等級確認
	運動施設	登録基幹技能者	区分1
え	エーエルシーパネル施工	技能検定	等級確認
	エクステリア	登録基幹技能者	区分1
か	カーテンウォール	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	海上起重	登録基幹技能者	区分1
	外壁仕上	登録基幹技能者	区分1
	家具製作	技能検定	等級確認
	ガス溶接	作業主任者	区分3
	型枠	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	型枠支保工の組立て等	作業主任者	区分3
	硝子工事	登録基幹技能者	区分1
	ガラス施工	技能検定	等級確認
	ガラス用フィルム施工[建築フィルム作業]	技能検定	等級確認
	かわらぶき	技能検定	等級確認
	き	機械土工	登録基幹技能者
基礎工		登録基幹技能者	区分1
橋梁		登録基幹技能者	区分1
く	グラウト	登録基幹技能者	区分1
け	建設塗装	登録基幹技能者	区分1
	建築大工	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	建築板金	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	ガラス用フィルム施工[建築フィルム作業]	技能検定	等級確認
建築物の鉄骨の組立て等	作業主任者	区分3	
こ	鋼橋架設等	作業主任者	区分3
	広告美術仕上げ	技能検定	等級確認
	コンクリート圧送	登録基幹技能者	区分1

		技能検定	等級確認
	コンクリート橋架設等	作業主任者	区分3
	プレストレスト・コンクリート工事	登録基幹技能者	区分1
	コンクリート造の工作物の解体等	作業主任者	区分3
	コンクリート破砕器	作業主任者	区分3
さ	採石のため掘削	作業主任者	区分3
	材施工	技能検定	等級確認
	左官	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	さく井	技能検定	等級確認
	サッシ	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	酸素欠乏・硫化水素危険	作業主任者	区分3
し	自動ドア施工	技能検定	等級確認
	樹脂接着剤注入施工	技能検定	等級確認
	消火設備	登録基幹技能者	区分1
	情報配線施工	技能検定	等級確認
す	ずい道等の覆工	作業主任者	区分3
	ずい道等の掘削等	作業主任者	区分3
せ	石綿	作業主任者	区分3
	切断穿孔	登録基幹技能者	区分1
そ	造園	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
た	タイル張り	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	ダクト	登録基幹技能者	区分1
	畳製作	技能検定	等級確認
	建具製作	技能検定	等級確認
ち	築炉	技能検定	等級確認
	地山の掘削及び土止め支保工	作業主任者	区分3
	厨房設備施工	技能検定	等級確認
て	鉄筋	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	鉄工	技能検定	等級確認
	電気工事	登録基幹技能者	区分1
	電気製図	技能検定	等級確認

と	特定化学物質及び四アルキル鉛等	作業主任者	区分3
	塗装	技能検定	等級確認
	鳶・土工	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	トンネル	登録基幹技能者	区分1
な	内装仕上	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	鉛	作業主任者	区分3
ね	熱絶縁施工	技能検定	等級確認
は	配管	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	ハウスクリーニング	技能検定	等級確認
	バルコニー施工	技能検定	等級確認
ひ	標識・路面標示	登録基幹技能者	区分1
	表装	技能検定	等級確認
	ビルクリーニング	技能検定	等級確認
	ビル設備管理	技能検定	等級確認
ふ	プレストレスト・コンクリート工事	登録基幹技能者	区分1
	ブロック建築	技能検定	等級確認
ほ	防水	登録基幹技能者	区分1
		技能検定	等級確認
	保温保冷	登録基幹技能者	区分1
も	木材加工用機械	作業主任者	区分3
	木造建築物の組立て等	作業主任者	区分3
ゆ	有機溶剤	作業主任者	区分3
れ	冷凍空気調和機器施工	技能検定	等級確認
	冷凍空調	登録基幹技能者	区分1
ろ	標識・路面標示	登録基幹技能者	区分1
	路面標示施工	技能検定	等級確認
わ	枠組壁建築	技能検定	等級確認

全建総連 技能者育成基金制度 対象資格索引【区分別】

区分	資格	建設関係	技能検定
区分1	一級建築士 設備設計一級建築士 構造設計一級建築士 単一等級技能士 一級技能士 一級施工管理技士 第一種電気工事士 電気主任技術者(第一種、第二種) 電気通信主任技術者 給水装置工事主任技術者 登録基幹技能者	建設関係	技能検定 造園 さく井 建築板金 冷凍空調和機器施工 石材施工 建築大工 枠組壁建築 かわらぶき とび 左官 築炉 フロック建築 エーエルシーパネル施工 タイル張り 配管 厨房設備施工 鉄工 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着利注入施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 カーテンウォール施工 サッシ施工 自動ドア施工 ハルコニー施工 ガラス施工 ウェルポイント施工 塗装 路面標示施工 広告美術仕上げ
	登録基幹技能者		
区分2	二級建築士 木造建築士 二級技能士 二級施工管理技士 第二種電気工事士 電気主任技術者(第三種) 電気通信工事担任者 職業訓練指導員免許	金属加工関係 電気・精密機械器具関係 電気製図 家具製作 建具製作 量製作	型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着利注入施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 カーテンウォール施工 サッシ施工 自動ドア施工 ハルコニー施工 ガラス施工 ウェルポイント施工 塗装 路面標示施工 広告美術仕上げ
	登録基幹技能者	その他で5職種	ビルクリーニング ハウスクリーニング
区分3	ガス溶接 コンクリート破砕器 ずい道等の覆工 ずい道等の掘削等 採石のため掘削 鋼橋架設等 コンクリート橋架設等 特定化学物質及び四アルキル鉛等 鉛 木材加工用機械 地山の掘削及び土止め支保工 型枠支保工の組立て等 足場の組立て等 建築物の鉄骨の組立て等 木造建築物の組立て等 コンクリート造の工作物の解体等 酸素欠乏・硫化水素危険 有機溶剤 石綿	建築科 とび科 建設科 建築板金科 量科 表具科	職業訓練指導員免許 建築科 とび科 建設科 建築板金科 量科 表具科
	職業訓練指導員免許	左官・タイル科 配管科 木工科 塗装科 塑性加工科	職業訓練指導員免許